以下の内容が含まれていること（法人の実情に合わせて文言等は適宜修正可）。

1. 事業者（法人）で１人以上、(役職名等)を法令遵守責任者として選任し、県に届け出ること。
2. 法令遵守についての方針(※)や、「法令遵守責任者の役割及び業務内容」を適切な過程を経て定め、職員に周知すること。

なお、事業所数の数が20以上の事業者においては「法令遵守規程」を同様に定め、職員に周知する必要があること。

※法令遵守についての方針の例

ア　法令遵守責任者は、法令等遵守の徹底が障害福祉サービス事業者の信頼の維持、業務の健全性及び適正性の確保のために必要不可欠であることを十分に認識すること。

イ　法令遵守責任者は、担当する業務に関し留意すべき法令上のリスクを認識し、事業の適法な運営に万全を期すこと。

ウ　法令遵守責任者は、指定事業所等の業務に適用される法令等の内容を理解するだけでなく、法令等遵守の状況のモニタリング・法令等遵守の徹底等の方法を十分に理解し、この理解に基づき指定事業所等の法令等遵守の状況を的確に認識した、適正な法令等遵守体制の整備・確立すること。

1. 各事業所（施設）に、毎日従業者の人員を確認させ、人員を確保すること。
2. 各事業所（施設）の人員が不足したとき又は不足するおそれのあるときは、人員を確保すること。
3. 定員の遵守（定員遵守が求められているサービス）については、各事業所（施設）に、毎日利用者数を確認させ、定員を超えないように管理すること。
4. 各事業所(施設)の設備基準の遵守について、常に管理していること。
5. 障害者虐待防止及び身体拘束抑制について、従業者に周知し、研修等を行っていること。
6. 事故の発生防止について、従業者に周知し、研修等を行っているとともに、事故が発生した場合、発生するおそれがあったときは、情報を集約し、再発防止策を徹底すること。
7. その他の運営基準（利用者への説明、計画の作成、記録の作成等）について、運営基準を従業者に周知すること。
8. 各事業所（施設）の毎月の障害福祉サービス等報酬請求前に、請求が法令の要件を満たしていることを、確認させる等をして、適正な障害福祉サービス等報酬請求を行うように措置すること。
9. 労働基準法、労働安全衛生法、健康保険法、建築基準法等の他法令の法令遵守について従業者に周知すること。
10. 法事業所（施設）数20以上の法人については、法令遵守規程を作成し、各事業所・施設に周知すること。
11. 事業所（施設）数100以上の法人については、業務執行の状況の監査を定期的に実施すること。